【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2025年10月17日提出

【発行者名】 Global X Japan株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤岡 智男

【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

【事務連絡者氏名】 仁木 大介

連絡場所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

【電話番号】 03-3528-8555

【届出の対象とした募集 グローバルX Morningstar 高配当 ESG-日本株式 ETF

内国投資信託受益証券に

係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集 5兆円を上限とします。

内国投資信託受益証券の

金額】

【縦覧に供する場所】 名 称 株式会社東京証券取引所

所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

## 第一部【証券情報】

## (1)【ファンドの名称】

グローバルX Morningstar 高配当 ESG-日本株式 ETF

## (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

#### (3)【発行(売出)価額の総額】

5兆円を上限とします。

## (4)【発行(売出)価格】

100口当たり取得申込受付日の基準価額とします。

(注1)原則として、営業日の午後3時30分までに取得申込みをした場合には、当日を取得申込受付日として取得申込みを受付けます。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(注2)基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

## Global X Japan株式会社

・お客様窓口:電話番号 03-5656-5274

受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで

・ホームページアドレス: https://globalxetfs.co.jp/

## (5)【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が定める申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。当該申込手数料は、当該販売会社および受託会社が収受するものとします。

販売会社については、委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

## Global X Japan株式会社

・お客様窓口:電話番号 03-5656-5274

受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで

・ホームページアドレス:https://globalxetfs.co.jp/

## (6)【申込単位】

委託会社は、取得申込みに適用される各銘柄の株式(以下「取得時のバスケット」といいます。) を販売会社に提示します。

受益権の取得申込者は、販売会社( )に対し、取得時のバスケットを単位として受益権の取得申込みを行なうことができます。

取得時のバスケットは、日々変更されます。

原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込みを行なうことはできません。

取得時のバスケットに対応する受益権の口数は、委託会社が毎営業日ごとに決定します。

#### ( ) 販売会社

販売会社については、委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

## Global X Japan株式会社

・お客様窓口:電話番号 03-5656-5274

受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで

・ホームページアドレス:https://globalxetfs.co.jp/

## (7)【申込期間】

2025年10月18日から2026年4月17日まで(継続申込期間)

(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

ただし、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。

- 1.「Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数圏(税引前配当込み)」構成銘柄の配当落日および権利落日
- 2.「Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数器(税引前配当込み)」構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
- 3. 当ファンドの計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
- 4.前1.から前3.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

## (8)【申込取扱場所】

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

## Global X Japan株式会社

・お客様窓口:電話番号 03-5656-5274

受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで

・ホームページアドレス: https://globalxetfs.co.jp/

#### (9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込みにかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式および金銭を、当該取得申込みにかかる信託が設定される日までに販売会社に引渡し、当該取得時のバスケットの各銘柄の株式を保護預けするものとします。取得申込みにかかる株式については、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、受託会社の指定するファンド口座に移管されます(株式等に金銭が含まれる場合は、当該金銭については、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。)。

## (10)【払込取扱場所】

前(9)の引渡しは、販売会社において行なうものとします。販売会社については、前(6)をご参照下さい。

EDINET提出書類

Global X Japan株式会社(E35933)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(11)【振替機関に関する事項】 振替機関は下記のとおりです。 株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数②(税引前配当込み)」(以下「対象株価指数」という場合があります。)の変動率に一致させることを目的とします。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

## 商品分類表

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 ( 収益の源泉 )	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信(リート)	MRF	
追加型投信	内外	その他資産 ( ) 資産複合	ETF	特殊型

<sup>(</sup>注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式一般	年1回	グローバル	
│ 大型株 │ 中小型株 │ 債券	年2回	北米	日経225
一般公債	年4回	区欠州	TOPIX
社債 その他債券 クレジット属性	年 6 回 (隔月)	アジア オセアニア	
「フレンット属性   ( )   不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	その他
その他資産	日々	アフリカ	(Morningstar®日本株 式サステナビリティ配 当利回りフォーカス指
│資産複合 │(  ) │ 資産配分固定型	その他 ( )	中近東  (中東) 	数題(税引前配当込 み))
資産配分変更型	, ,	エマージング	

<sup>(</sup>注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## (注1)商品分類の定義

生!) 冏而为	類の足我	_
単位型・	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後
追加型		の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわ
		れ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象	国内	目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいま
地域		す。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
		国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質
		的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益
		を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質
資産		的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質
		的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信(リー	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質
	<b>         </b>	的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資
		証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質
		的に株式、債券、不動産投信(リート)以外の資産を源泉と
		する旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信(リート)お
		よびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に
		源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	,	「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMF
	マネージメント・	
	ファンド)	
	,	「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRF
	リザーブ・ファン	
	ド)	
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480
		号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならび
		に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定
		する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす
		旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが
		必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載がある
		もの

# (注2)属性区分の定義

			有価証券届出書(内国
投資対象	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
資産		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載が
			あるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載
			があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国
			債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みま
			す。)に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資
			する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として
			投資する旨の記載があるもの
		格付等クレ	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載が
		ジットによ	あるもの
		る属性	
	不動産	投信	目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資
			する旨の記載があるもの
	その他	資産	目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信
			(リート)以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載が
			あるもの
	資産複		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率に
	分固定		ついては固定的とする旨の記載があるもの
	資産複		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率に
	分変更	<del></del>	ついては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしく
			は固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度			目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回 (	(隔月)	目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回	(毎月)	目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があ
			るもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

	T	
	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産
地域		を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産
	II ale	を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の
		資産を源泉とする旨の記載があるもの
	区外	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の
		資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除く
		アジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア
		地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域
		の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地
		域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東(中東)	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域
		の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージン
		グ地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載
		があるもの
投資形態	ファミリーファン	目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファン
	۲	ズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投
		資するもの
	ファンド・オブ・	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファン
	ファンズ	ド・オブ・ファンズ
為替へッ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に
ジ		為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載が
		あるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象イン		目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨
デックス		の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざ
		す旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果を
		めざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積
		極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もし
		くは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を
		めざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕
		組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、
		償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標
		等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の
		記載があるもの
		目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追
		求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追
	型	求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいず
		れにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があ
		るもの

EDINET提出書類

Global X Japan株式会社(E35933)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス https://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

## <信託の限度>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円に相当する株券および金銭を限度として追加信託することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度を変更することができます。



信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数<sup>SM</sup>(税引前配当込み)」の変動率に一致させることを目的として、「Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数<sup>SM</sup>(税引前配当込み)」に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に投資します。

- ●上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと(株価指数先物取引等を利用することを含みます。)があります。
- ●安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。
  - イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
  - ロ.信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク (市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的
- ●市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

# Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数5Mについて

- ●Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数SMは、米国Morningstar, Inc. (米国Morningstar)が開発した株式インデックスです。環境・社会・ガバナンス(ESG)要因を投資 基準とする評価において高いスコアを得ており、配当利回りが高く、優れた事業から利益を生み出 し質の高い配当を支払う企業のパフォーマンスに連動するように設計されています。
- ●Morningstar日本株指数\*を構成する銘柄をユニバースとし、コントロバーシー(企業不祥事)、流動性、ESG評価、配当支払い実績、財務健全性によりスクリーニングを行ないます。また、REIT、タバコ製品、問題視されている武器製造関連の銘柄は除外されます。抽出された銘柄のうち過去12ヵ月間の配当利回りで順位付けをし、上位25企業を選択します。
- ●各銘柄は配当金額加重により構成比率が決定されます(ただし、1銘柄あたり最大10%)。また、ポートフォリオのサステナビリティ・スコアが、5グローブのMorningstarサステナビリティ・レーティング\*\*に満たない場合は、ESGリスク・レーティング\*\*\*が最劣位25%内にある銘柄をポートフォリオから除外します。それでもサステナビリティ基準を満たすことができない場合は、ポートフォリオがサステナビリティ基準を満たすまで、または最劣位50%内にある銘柄が削除されるまで、ESGリスク・レーティングが最劣位にある銘柄をさらに5%ずつ削除していきます。
- ●指数の構成銘柄入れ替えは、半年に一回6月と12月に、それぞれ第3金曜日の翌月曜日に実施します。また、指数のレビューは、3月、6月、9月および12月の、それぞれ第3金曜日の翌月曜日に実施されます。月曜日が祝日の場合は、翌営業日となります。このレビューでは、コントロバーシー・スクリーニングが実施され、既存の構成銘柄がこのスクリーニング基準を満たさない場合は、当該銘柄は削除されます。
- \*Morningstar日本株指数は、日本に上場する時価総額上位97%の銘柄を対象にしたインデックスです。
- \*\*ポートフォリオに対して付与されるESG評価。1グローブから5グローブまでの5段階で評価(5が最高)。
- \*\*\*個別銘柄に対して付与されるESG評価。

<sup>※「</sup>Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数™(税引前配当込み)」を以下「対象株価指数」という場合があります。

## ■対象指数の選定理由

Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数™(税引前配当込み)は、ESGリスクを軽減しながら、配当利回りが魅力的で、財務の質の優れた日本株式に投資することを目的としています。配当利回りの高い銘柄は、ファンダメンタルズが脆弱であったり、また、高いESGリスクを伴うことがあり、財務の質とESGリスクに焦点を当てることで、このような銘柄を避けることができると考えられます。これらを考慮したスクリーニングを行うことにより、リスクを抑制し、配当支払いが持続可能な銘柄への投資機会の提供が期待できることから同指数を当ファンドの対象指数に選定しています。

\*同指数の詳細については「Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数<sup>5M</sup>について」 および「指数構築プロセス」をご参照ください。

## ■指数構築プロセス

## 対象ユニバース

- Morningstar日本株式指数
- 投資可能な時価総額の上位97%をカバー

#### サスティナビリティの視点によるスクリーニング

- 「ESGリスク・レーティング」が付与されていない企業は対象外
- 「コントロバーシー(企業不祥事)・スコア」が"Severe"の企業は除外
- 製品関与度に関するスクリーニングによる排除
  - タバコ製品(売り上げの50%以上)
  - 問題視されている武器

#### 企業の質、財務健全性、配当利回りによるスクリーニング

- 企業は「狭い」または「広い」モート・レーティングが必須
- 「倒産距離」スコアが各地域セクター内で上位50%に入る必要あり
- 配当の質によるスクリーニング(REITは除外)

#### ポートフォリオの構築

- ・配当利回り上位25銘柄を選定
- 実際に支払われた配当を元に銘柄を加重
- 各セクター比率の上限は40%、または親指数における同じセクターの比率の5倍のどちらか低い方に制限
- 5「グローブ」の「Morningstarサステナビリティ・レーティング」を達成するまで「ESGリスク・レーティング」スコアが最劣位の銘柄を除外する作業を繰り返す

#### Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数™(税引前配当込み)

(出所)Morningstar, Inc.の資料を基にGlobal X Japan作成

当ファンドは、「ESGファンド\*」です。

<sup>\*</sup>当ファンドは、経済的リターンと並行して社会や環境にポジティブなインパクトをもたらす、いわゆる「社会的リターン」の獲得をめざすものではありません。

<sup>※</sup>ESGファンドに関する規制や、ESG投資を取り巻く情勢等に応じて、当社のESGファンドの定義や対象ファンドについては、今後見直す場合があります。

## ■ESGリスク・レーティングについて

ESGリスク・レーティングは、将来の業績に重要な影響を及ぼす可能性のあるESGリスクに対するエクスポージャーの大きさ、および、それをどの程度管理できているかを評価して算出されます。 ESG評価にあたっては各企業の属するセクターに応じて、以下の21の項目(Material ESG Issues)から3-10個程度が評価項目となります(Corporate Governanceは全セクター共通)。

## ●評価項目(Material ESG Issues)

	Issues	Issues
1	Corporate Governance	12 Human Rights - Supply Chain
2	Access to Basic Services	13 Human Capital
3	Bribery and Corruption	14 Land Use and Biodiversity
4	Business Ethics	15 Land Use and Biodiversity - Supply Chair
5	Community Relations - Supply Chain	16 Occupational Health and Safety
6	Data Privacy and Security	17 ESG Integration - Financials
7	Emissions, Effluents and Waste	18 Product Governance
8	Carbon - Own Operations	19 Resilience
9	Carbon - Products and Services	20 Resource Use
10	E&S Impact of Products and Services	21 Resource Use - Supply Chain
11	Human Rights	

(出所)Morningstar, Inc.の資料を基にGlobal X Japan作成

# 2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- ●受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
- 売買単位は、1□単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。

## ●追加設定は、株式により行ないます。

- 追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット(「Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数™(税引前配当込み)」を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。
- 原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得 申込を行なうことはできません。

## ●受益権を株式と交換することができます。

- 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の 信託財産に対する持分に相当する株式との交換を申込むことができます。
- 解約申込により受益権を換金することはできません。

## 収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。

名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号(個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所)が受託会社に登録されている者をいいます。

3

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、 受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利 子、運用管理費用(信託報酬)その他これらに類する費用の額 の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は 毎年1、4、7、10月の各24日です。

(注)第1計算期間は、2022年4月24日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

# 主な投資制限

- 株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行ないません。

## ●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数<sup>SM</sup>(税引前配当込み)」の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- (b) 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式の売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (d) 指数の算出に使用する銘柄の価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (e) 株価指数先物取引と指数の動きの不一致(株価指数先物取引を利用した場合)
- (f) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (8) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

## ●指数の著作権等について

Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数<sup>SM</sup>は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社またはMorningstar、Inc.を含むその関連会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)の商標またはサービスマークであり、Global X Japan株式会社による特定の目的での使用が許可されています。

グローバルX Morningstar 高配当 ESG-日本株式 ETFはMorningstarグループが組成、推薦、販売または 宣伝するものではなく、MorningstarグループはグローバルX Morningstar 高配当 ESG-日本株式 ETFへ の投資の当否について何らの表明保証も行いません。

MorningstarグループはグローバルX Morningstar 高配当 ESG-日本株式 ETFまたはそこに含まれるデータの正確性、完全性、適時性に関する保証を明示的に否認し、Morningstarグループはその誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。

(2)【ファンドの沿革】

2022年3月22日 信託契約締結、当初設定、運用開始 2022年3月24日 受益権を東京証券取引所に上場

## (3)【ファンドの仕組み】

	名 称	関係業務の内容
委託会社		当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)( 1)の委託者であり、受益権の募集・発行、信託財産の運用指図、受益権とその信託財産に属する株式との交換の指図、信託財産の計算等を行ないます。
	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社:株式会社日 本カストディ銀行)	信託契約(1)の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。
取扱窓口	販売会社	受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社 および受託会社との三者間契約(2)に基づき、 受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属 する株式との交換に関する事務等を行ないます。

- 1:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託 約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- 2:受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務の内容等が規定されています。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。

- <委託会社等の概況(2025年7月末日現在)>
- ・資本金の額 25億円
- ・沿革

2019年 9月 2日 設立登記

2020年 3月11日 金融商品取引業者登録

(金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第3174号)

## ・大株主の状況

名 称	住所	所有 株式数	比率
Global X Management Company, Inc.	605 3rd Avenue, 43rd Floor, New York, NY, U.S.A.	250,000株	50%
大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	200,000株	40%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	50,000株	10%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

委託会社は、信託財産の運用にあたっては、次の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。 当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させる ことを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に対する 投資として運用を行ないます。

前 の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと(株価指数先物取引等を利用することを含みます。)があります。

安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。

- イ、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
- 口.信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク(市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的

市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、<ファンドの特色>をご 参照下さい。

## (2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に 掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
  - イ、有価証券
  - ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5) に定めるものに限ります。)
- 八.約束手形
- 二.金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

委託会社は、信託財産を、主として株式に投資することを指図します。

前の規定にかかわらず、当ファンドの設定、交換、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託財産を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1 預余
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

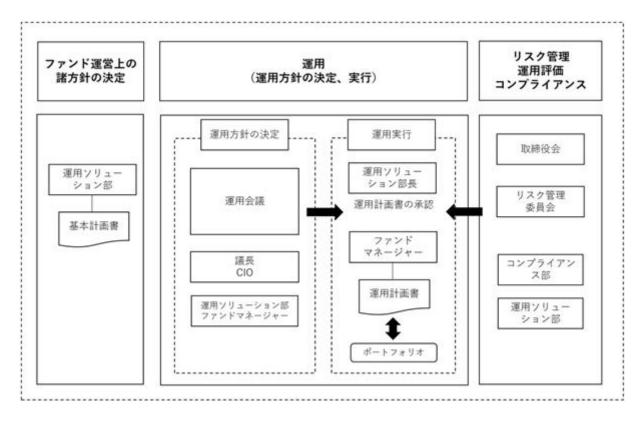
指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、<ファンドの特色>をご参照下さい。

## (3)【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。

- イ.ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。
- 口.ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。
- 八. 社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは運用会議等の開催により、各ファンドの投資方針等にしたがって運用が行なわれているか確認する体制を整備しています。



#### 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

#### イ.ファンド運営上の諸方針の策定

運用ソリューション部長 (CIO) が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

#### 口.基本的な運用方針の決定

運用ソリューション部長(CIO)が議長となり、月1回運用会議を開催します。必要に応じて運用方針等の変更を審議・決定します。

#### 八. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、ファンドの新規設定時に基本計画書に定められた各ファンドの諸方針を踏まえ基本的な運用方針を策定し、運用計画書を作成します。運用ソリューション部長(CIO)は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書との整合性等を確認し、承認します。運用方針を含む運用計画書の変更は、運用会議において審議・決定され、ファンドマネージャーは変更運用計画書を作成し、運用ソリューション部長(CIO)の承認を受けます。また、基本計画書の変更が必要と判断された場合は、運用ソリューション部は変更案を商品会議に上程し、商品会議において、変更を審議・決定します。

#### 内部管理体制

## イ・コンプライアンス部によるモニタリング

コンプライアンス部は責任部室として、運用リスク管理等に係るモニタリング・監視を行ないます。さらに、信託財産等の運用リスクの状況および運用リスク管理等の状況のリスク管理委員会への報告、運用リスク管理等を行う上で必要な運用執行部門に対する報告の徴求、および信託財産等の運用リスク管理等において重要な問題を発見した場合の取締役会、取締役および内部監査室長への適宜の的確な報告の機能を有します。

#### ロ.リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

#### 八.内部監査室

内部監査室は、「内部監査規程」の定めるところに従い、運用リスク管理等の適切性および有効性を検証するための内部監査を実施し、重要な事項については取締役会等に報告する機能を有します。

上記の運用体制は2025年7月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

## (4)【分配方針】

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。

## (5)【投資制限】

株式(信託約款)

株式への投資割合には、制限を設けません。

## 投資する株式の範囲(信託約款)

- イ.委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ロ.前イ.にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

## 先物取引等(信託約款)

委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### デリバティブ取引等(信託約款)

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

## 株式の貸付け(信託約款)

イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時 価合計額を超えないものとします。

- ロ.前イ.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ.委託会社は、株式の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

EDINET提出書類

Global X Japan株式会社(E35933)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

外貨建資産(信託約款)

外貨建資産への投資は、行ないません。

信用リスク集中回避(信託約款)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### 3【投資リスク】

## (1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドは、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があり、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

その他

- イ.ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- 口.市場の急変時等には、前掲「2 投資方針」にしたがった運用ができない場合があります。
- ハ.コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能 性があります。

#### (2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。

#### 流動性リスクに関する事項

・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる 取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢 から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

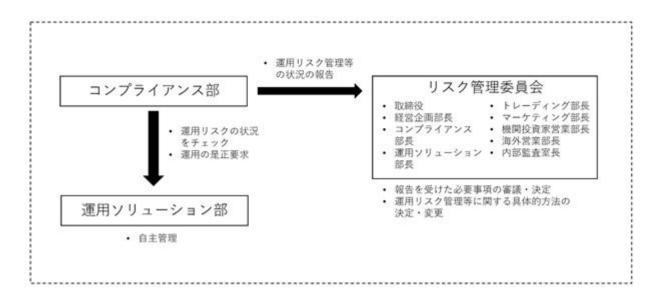
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、<ファンドの特色>の「基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

## (3) リスク管理体制

## 委託会社におけるリスク管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク等管理規程に基づき、運用部門から独立した部署 および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理 を行ないます。

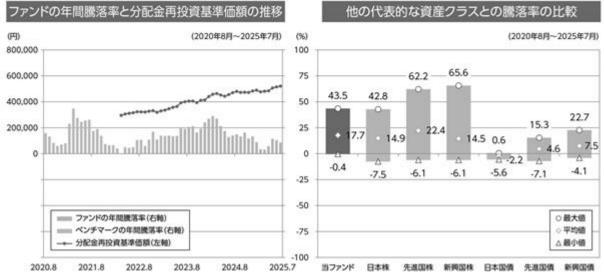


## 流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクの モニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督 します。

# 参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
  - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
  - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
  - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

#### ※資産クラスについて

日本株:Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ベース)

先進国株: Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ペース)

新興国株: Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース)

日本国債:Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ベース)

先進国債: Morningstarグローバル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ペース)

新興国債: Morningstar新興国ソプリン債指数(税引前利子込み、円ベース)

#### ※指数について

当ファンドは、Morningstar、Inc.、又はイポットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar、Inc. が支配する会社 (これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と運動するMorningstarのインデックス (以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、Global X Japan株式会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、MorningstarグループがGlobal X Japan株式会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、Global X Japan株式会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、Global X Japan株式会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、問接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が定める申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する 金額を取得申込者から徴収することができるものとします。当該申込手数料は、当該販売会社および 受託会社が収受するものとします。

販売会社については、委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

Global X Japan株式会社

・お客様窓口:電話番号 03-5656-5274

受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで

・ホームページアドレス:https://globalxetfs.co.jp/

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

## (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

販売会社は、受益権の交換または買取りに際して、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を受益者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

販売会社については、前(1)をご参照下さい。

信託財産留保額

ありません。

交換手数料は、受益権の交換に関する事務等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

#### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次のイ.の額に口.の額を加算して得た額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりとします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

イ.信託財産の純資産総額に年率0.3025%(税抜0.275%)以内を乗じて得た額

委託会社 年率0.25%(税抜)以内

受託会社 年率0.025%(税抜)以内

- \*上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。
- 口.信託財産に属する株式の貸付けにかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に55%(税抜50%)以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に55%(税抜50%)以内の率を乗じて得た額

なお、提出日現在における上記イ.および口.に定める率は、次のとおりとなっております(今後、変更されることがあります。)。

イ.年率0.3025%(税抜0.275%)

口.55%(税抜50%)

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

提出日現在における信託報酬にかかる委託会社、受託会社への配分については、次のとおりとなっております(今後、変更されることがあります。)。

イ.前 イ.の報酬

委託会社 年率0.25%(税抜)

受託会社 年率0.025%(税抜)

- \*上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。
- 口.前 口.の報酬

委託会社 報酬の60% 受託会社 報酬の40%

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の

対価

受託会社: 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

#### (4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- \*提出日現在、商標使用料は純資産総額に対して年率0.033%(税抜 0.03%)以内を乗じて得た額となります。
- \*提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。
- ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜 0.0075%)
- ・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場 した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、
  - 0.00825% (税抜 0.0075%)

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる 消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は、信託財産中より支弁しま す。

( )売買委託手数料などの「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、 事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5)【課税上の取扱い】

課税上は特定株式投資信託として取り扱われます。

個人の投資者に対する課税

## イ.受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して20%(所得税15%および地方税5%)の税率で課税されます。

ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、 税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

受益権を譲渡して生じた損失金額は上場株式等(特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益・償還差益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得・利子所得と通算できます。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

#### 口,収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による 源泉徴収が行なわれます。

ただし、2037年12月31日まで、収益分配金の受取時に、収益分配金に対する所得税の源泉徴収額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択します。総合課税を選択した場合は、配当控除の適用があり、その取扱いは、株式の配当金と同様となります。

## 八.受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ.と同様の取扱いとなります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。 特定株式投資信託は一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドはNISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。NISAの「成長投資枠」をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

## 法人の投資者に対する課税

#### イ.受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得 と合算して課税されます。

## 口. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15%(所得税15%)の税率で源泉徴収 されます。 なお、地方税の源泉徴収はありません。

ただし、2037年12月31日までは基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)となります。益金不算入制度が適用されます。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

## 八.受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ.と同様の取扱いとなります。

- ( )外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ( )上記は、2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ( )課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】 (1)【投資状況】

#### 10 78 JUNE

投資状況

## 2025年7月末日現在

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	17,252,598,430	99.82
内 日本	17,252,598,430	99.82
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	30,656,798	0.18
純資産総額	17,283,255,228	100.00

## その他資産の投資状況

## 2025年7月31日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	29,490,000	0.17
内 日本	29,490,000	0.17

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
- (注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ.主要銘柄の明細

#### 2025年7月末日現在

							利率	
順		通貨	種類	株数、口数	簿価単価	評価単価	(%)	投資
位	銘柄名	地域	業種	または	簿価	時価	償還期限	比率
111		1613%	未但	額面金額	(円)	(円)	(年/月/	(%)
							日)	
1	東京エレクトロ	日本・円	株式	60, 900	28,014.71	27,330.00	-	11 01
	ン	日本	電気機器	69,800	1,955,427,404	1,907,634,000	-	11.04
2	7-+	日本・円	株式	202 000	4,424.25	4,271.00	-	0.70
2	ファナック	日本	電気機器	392,600	1,736,961,000	1,676,794,600	-	9.70
		日本・円	株式		2,511.74	2,485.50	-	
3	KDDI	□+	情報・通	661,500	4 004 540 500	4 044 450 050		9.51
		日本	信業		1,661,516,500	1,644,158,250	-	
		日本・円	株式		219.77	218.60	-	
4	ソフトバンク	日本	情報・通	7,456,900	1,638,872,960	1,630,078,340		9.43
		口本	信業		1,030,072,900	1,030,076,340		
5	村田製作所	日本・円	株式	710,500	2,257.96	2,267.50	-	9.32
5	们田袋TF別	日本	電気機器	710,500	1,604,286,850	1,611,058,750	-	9.32
		日本・円	株式		152.69	152.70	-	
6	NTT	日本	情報・通	9,698,200	1,480,848,580	1,480,915,140		8.57
		口华	信業		1,400,040,300	1,400,913,140	-	
	アサヒグループ	日本・円	株式		1,961.24	1,919.00	-	
7	ホールディング			656,200	·			7.29
	ス	日本	食料品		1,286,968,300	1,259,247,800	-	
8	花王	日本・円	株式	175,400	6,848.41	6,810.00	-	6.91
0	1七工	日本	化学	175,400	1,201,212,000	1,194,474,000	-	0.91
9	キリンホール	日本・円	株式	469,000	2,008.39	1,999.00	-	5 /1
9	ディングス	日本	食料品	468,000	939,926,750	935,532,000	-	5.41

							正券届出書(月	<u>小国投</u> 箕信
10	塩野義製薬	日本・円	株式	351,900	2,543.41	2,546.00	-	5.18
10	塩1) 我表来	日本	医薬品	331,900	895,029,150	895,937,400	-	3.10
11	日産化学	日本・円	株式	87,800	4,840.50	4,942.00	-	2.51
		日本	化学	07,000	424,996,033	433,907,600	-	2.01
12	明治ホールディ	日本・円	株式	130,600	3,075.89	3,062.00	-	2.31
	ングス	日本	食料品	100,000	401,711,600	399,897,200	-	2.01
	ユー・エス・エ	日本・円	株式		1,656.92	1,646.50	-	
13	ススス	日本	サービス 業	182,200	301,892,400	299,992,300	-	1.74
		日本・円	株式		2,867.48	2,867.50	-	
14	大塚商会	日本	情報・通 信業	104,300	299,078,954	299,080,250	-	1.73
15	ヒロセ電機	日本・円	株式	13,700	18,247.41	19,130.00	-	1.52
10	し口と电波	日本	電気機器	13,700	249,989,631	262,081,000	-	1.02
16	協和キリン	日本・円	株式	93,400	2,573.95	2,597.00	-	1.40
10	一 励和 サック	日本	医薬品	93,400	240,407,350	242,559,800	-	1.40
	メイテックグ	日本・円	株式		3,225.89	3,163.00	-	
17	ループホール ディングス	日本	サービス 業	67,600	218,070,366	213,818,800	-	1.24
		日本・円	株式	39,300	4,542.25	4,223.00	-	
18	アマノ	日本	機械		178,510,600	165,963,900	-	0.96
40	445.18 =	日本・円	株式	00.500	4,573.91	4,482.00	-	0.07
19	サンドラッグ	日本	小売業	33,500	153,226,090	150,147,000	-	0.87
		日本・円	株式		1,661.55	1,670.00	-	
20	ピジョン	日本	その他製 品	83,800	139,238,300	139,946,000	-	0.81
24	エービーシー・	日本・円	株式	40, 500	2,914.60	2,829.00	-	0.66
21	マート	日本	小売業	40,500	118,041,500	114,574,500	-	0.66
	コーエーテクモ	日本・円	株式		2,118.91	1,987.50	-	
22	ホールディング ス	日本	情報・通 信業	48,900	103,614,758	97,188,750	-	0.56
	ポーラ・オルビ スホールディン	日本・円	株式	59,500	1,286.40	1,278.50	-	0.44
	グス	日本	化学	00,000	76,541,350	76,070,750	-	
	.,,	日本・円	株式		4,519.66	4,540.00	-	
24	ТКС	日本	情報・通 信業	15,400	69,602,894	69,916,000	-	0.40
	卤Ω ++ 纷	日本・円	株式		2,325.15	2,379.00	-	
25	船井総研ホール ディングス	日本	サービス 業	21,700	50,455,900	51,624,300	-	0.30

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## 口.投資有価証券の種類別投資比率

2025年7月末日現在

投資有価証券の種類	投資比率(%)
株式	99.82
合計	99.82

- (注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## 八.投資株式の業種別投資比率

2025年7月末日現在

業種	国内 / 外国	投資比率(%)
----	---------	---------

		日岡証ガ周山自(73年以長に
電気機器	国内	31.58
情報・通信業		30.21
食料品		15.01
化学		9.86
医薬品		6.59
サービス業		3.27
小売業		1.53
機械		0.96
その他製品		0.81
合計		99.82

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

2025年7月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物 0709月	買建	1	29,805,000	29,490,000	0.17

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

# (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1 口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1 口当たりの 純資産額 (分配付) (円)	東京証券 取引所 市場相場
第1特定期間末 (2022年7月24日)	1,471,164,333	1,474,356,389	3,226.18	3,233.18	3,230
第2特定期間末 (2023年1月24日)	1,678,132,258	1,680,234,306	3,193.33	3,197.33	3,195
第3特定期間末 (2023年7月24日)	6,368,004,550	6,374,819,798	3,737.50	3,741.50	3,740
第4特定期間末 (2024年1月24日)	11,878,799,811	11,893,254,736	4,108.91	4,113.91	4,110
第5特定期間末 (2024年7月24日)	12,576,091,075	12,611,253,151	4,291.93	4,303.93	4,305
2024年7月末日	12,132,702,258	-	4,347.99	-	4,345
8月末日	12,390,088,208	-	4,440.23	-	4,430
9月末日	13,396,552,523	-	4,364.85	-	4,360
10月末日	13,569,673,170	-	4,323.15	-	4,330
11月末日	13,377,129,379	-	4,309.48	-	4,330
12月末日	13,390,930,385	-	4,412.12	-	4,410
第6特定期間末 (2025年1月24日)	13,738,271,765	13,753,971,065	4,375.44	4,380.44	4,380

<u>有価証券届出書(内国投資信</u>託受益証券)

2025年1月末日	14,014,497,650	-	4,463.41	-	4,460
2月末日	13,806,506,076	-	4,348.70	1	4,355
3月末日	14,090,605,536	-	4,389.92	1	4,385
4月末日	16,603,390,150	-	4,364.50	-	4,360
5月末日	17,512,819,565	-	4,561.77	-	4,557
6月末日	16,726,142,549	-	4,633.40	ı	4,630
第7特定期間末	47 007 040 606	17 004 264 447	4 740 20	4 726 20	4 720
(2025年7月24日)	17,837,012,696	17,901,264,417	4,719.39	4,736.39	4,730
7月末日	17,283,255,228	-	4,671.52	-	4,667

<sup>(</sup>注)特定期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しています。

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	56.00
第2特定期間	47.00
第3特定期間	40.00
第4特定期間	58.00
第5特定期間	76.00
第6特定期間	58.00
第7特定期間	72.00

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	12.4
第2特定期間	0.4
第3特定期間	18.3
第4特定期間	11.5
第5特定期間	6.3
第6特定期間	3.3
第7特定期間	9.5

# (4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	456,008	0
第2特定期間	69,504	0
第3特定期間	1,525,841	347,541
第4特定期間	1,776,286	589,113
第5特定期間	907,768	868,580
第6特定期間	801,657	591,970
第7特定期間	923,493	283,840

<sup>(</sup>注)第1特定期間の設定口数には当初設定数量を含みます。

## (参考情報)運用実績

## ● グローバルX Morningstar 高配当 ESG-日本株式 ETF

2025年7月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。



72 00 7 700 17	
2022/10/24	4,300円
2023/1/24	400円
2023/4/24	3,600円
2023/7/24	400円
2023/10/24	5,300円
2024/1/24	500円
2024/4/24	6,400円
2024/7/24	1,200円
2024/10/24	5,300円
2025/1/24	500円
2025/4/24	5,500円
2025/7/24	1,700円
設定来分配金合計額	40,700円

分配の推移 100口当たり、税引前

A CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH	1ヶ月	年初来	1年	3年	設定来
基準価額	+0.82%	+5.88%	+7.44%	+47.25%	+59.98%
分配金再投資基準価額	+1.19%	+7.75%	+10.70%	+61.12%	+78.31%
Moningsta*日本株式サステナビリティ 配料部リフォーカス基数ペトータルリターン/	+1.21%	+8.04%	+11.19%	+63.03%	+80.35%

組入上位10銘柄		対連用資産	残局比
		合計	:82.37%
東京エレクトロン	11.04%	NTT	8.57%
ファナック	9.70%	アサヒグループホールディン	7.29%
KDDI	9.51%	花王	6.91%
ソフトバンク	9.43%	キリンHD	5.41%
村田製作所	9.32%	塩野穀製業	5.18%
資産別構成		対運用資産	残高比
資産		銘柄数	比率
国内株式		25	99.82%
国内株式先物		1	0.17%
***		( <del>***</del> )	-
コールローン、その他			0.18%
合計		25	***

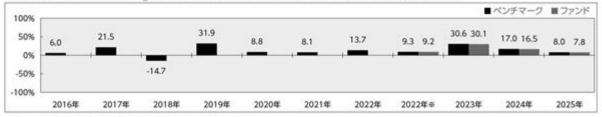
「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引制)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています。グラフ上のMorningstar\*日本株式サステナビリティ配当利回リフォーカス指数<sup>344</sup>(機引制配当込み)は、グラフの起点時の基準価額に基づき指数化しています。表示されているパフォーマンスデータは過去のパフォーマンスを示しており、将来の成果を保証するものではありません。また値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。短期間での高いパフォーマンスは一般的ではなく、投資者はそうしたパフォーマンスの再現を期待することはできません。

#### 業種内訳 対運用資産残高比 電気機器 31.58% 情報・通信業 30.21% 15.01% 食料品 化学 9.86% 医薬品 6.59% サービス業 3.27% ● 小売業 1.53% 機械 0.96% その他製品 0.81% ●その他 0.18%

その他は現金及び現金同等物を含みます。

#### 年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはMorningstar®日本株式サステナビリティ配当利阻リフォーカス指数<sup>50</sup>(税引前配当込み)です。



- ・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の機落率です。
- -2022年※は設定日(3月22日)から12月30日まで、2025年は7月31日までの観客率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

受益権の取得申込者は、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託会社が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。

受益権の取得申込者が、委託会社が別に定める時限(営業日の午後3時30分)までに取得申込みを した場合には、当日を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受付けます。

取得申込受付日に対応する取得時のバスケットを構成する各株式の銘柄名とその数量は、委託会社が取得申込受付日以前の別に定める期日に別に定める方法により提示するものとします。

前 の規定にかかわらず、受益権の取得申込者は、取得時のバスケットの評価額が取得する一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分を金銭をもって支払うものとします。

前 の規定にかかわらず、取得時のバスケットに受益権の取得申込者が発行した株式またはその親会社(会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。)が発行した株式(以下本において「自社株式等」といいます。)が含まれる場合には、当該取得申込者は当該自社株式等に代えて当該自社株式等に相当する金額(評価額により算出したものに限ります。)に、当該自社株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。

前 に該当する場合には、受益権の取得申込者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知する ものとします。この通知が取得申込みの際に行なわれなかった場合において、そのことによって当該 取得申込者または信託財産その他に損害が生じた場合には、当該取得申込者がすべての責を負うもの とします。

前 の規定にかかわらず、取得時のバスケットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式(以下本 において「配当落ち株式等」といいます。)が含まれる場合には、当該取得申込者は当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等に相当する金額(評価額により算出したものに限ります。)に、当該配当落ち株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。

販売会社は、取得申込みにかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式を、取得申込みにかかる信託が設定される日までに、別に定める契約に基づき委託会社に代わって受託会社に引渡すものとします。

販売会社は、受益権の取得申込者が引渡すべき取得時のバスケットの各銘柄の一部の引渡日を別に 定める方法に基づいて指定する場合には、担保金を差入れるものとします。なお、担保金に付利は行 なわないものとします。担保金が差入れられた場合には、委託会社は信託財産への担保金の受入れの 指図を行なうものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、前に定める株式(前、前、および前に該当する場合の金銭を含みます。)または前に定める担保金の引渡しと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。)の業務方法書(以下「業務方法書」といいます。)に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる株式および金銭の委託会社への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。別に定める金

委託会社は、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込を受け付けることがあります。

1. 対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日

融商品取引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。

- 2. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
- 3.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
- 4.前1.から前3.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の取得申込者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに 受託会社が収受するものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得申込の受付の中止、取得申込の受付の取消しまたはその両方を行なうことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、前に定める株式(前、前および前に該当する場合の金銭を含みます。)または前に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。ただし、業務方法書に定めるところにより、当該株式および金銭の委託会社への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託会社は、委託会社の指図に基づき、当該株式および金銭についての受入れまたは振替済みの通知にかかわらず、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。

## 2【換金(解約)手続等】

## <解約>

受益者は、自己に帰属する受益権(受託会社が「3 資産管理等の概要(5) 」に規定する重大な信託 約款の変更等に反対した受益者からの「3 資産管理等の概要(5) 」の規定による請求により買取った 受益権を除きます。)につき、信託期間中において、当ファンドの一部解約請求をすることはできませ ん。

## <交換>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に 対する持分に相当する株式との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

受益者が交換請求をするときは、販売会社に対し、委託会社が定める一定口数の整数倍の振替受益権をもって行なうものとします。

交換を請求しようとする受益者が、委託会社が別に定める時限(営業日の午後3時30分)までに交換請求をした場合には、当日を交換請求受付日として委託会社は当該交換請求を受付けます。

委託会社は、交換に際し、信託財産に属する株式の評価額をもって、それに相当する口数の受益権と交換するものとします。交換に際し、受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。

前 の規定にかかわらず、委託会社は、原則として、次の1.から3.までに該当する場合は、受益権の交換請求の受付けを停止します。なお、次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の交換請求を受付けることがあります。

- 1.対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業 日以内
- 2.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
- 3.前1.から前2.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行なうものとします。なお、業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行ないます。当該抹消にかかる手続きおよび後 に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、後 または後 に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に前 の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受託会社は、後 または後 の委託会社の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび後 に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ、抹消したものとして取扱います。

販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を交換請求者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会 社が必要と認めるときは、交換請求の受付けの中止、交換請求の受付けの取消しまたはその両方を行 なうことができます。

前 の規定により交換請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった 当日の交換請求を撤回することができます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、 当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受付けたものとして計算されるも のとします。

委託会社は、交換の請求を受付けた場合には、当該請求にかかる受益権と、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式として委託会社が指定するものとの交換を行なうよう受託会社に指図します。

前の規定にかかわらず、委託会社が指定する株式に当該請求を行なった受益者が発行した株式またはその親会社が発行した株式(以下本において「自社株式等」といいます。)が含まれる場合には、原則として、委託会社は、前の請求にかかる受益権の口数から当該自社株式等に相当する金額(評価額により算出したものから、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた金額とします。)に相当する口数を除いた口数の受益権と、当該受益権の持分に相当する株式(当該自社株式等を除きます。)を交換するよう受託会社に指図するものとします。

前 に該当する場合には、交換請求を行なう受益者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が交換請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって交換請求者または信託財産その他に損害が生じた場合には、交換請求者がすべての責を負うものとします。

前の規定にかかわらず、前の委託会社が指定する株式に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式(以下本において「配当落ち株式等」といいます。)が含まれる場合には、委託会社は、当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等の評価額(当該評価額から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた額とします。)に相当する金銭の交付をもって交換するよう受託会社に指図することができるものとします。

受託会社は、前 に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および金銭の交付を行なうものとします。ただし、業務方法書の定めるところにより、前 に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託会社は、前 に掲げる手続きにかかわらず、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および金銭の交付を行なうものとします。別に定める期日から、受益者への交換株式の交付に際しては振替機関等の口座に前 の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれ、受益者への金銭の交付については販売会社において行なわれます。

委託会社は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託会社は、当該受益権にかかる振替受益権が 交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

## <買取り>

販売会社は、次に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、2.の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

- 1. 取引所売買単位未満の振替受益権が交換により生じた場合
- 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合

前 の買取価額は、買取請求受付日の基準価額から、販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を控除した価額とすることができます。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社 との協議に基づいて受益権の買取りを停止することができます。

前 の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行なった当日の 買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受 益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとし て、前 の規定に準じて計算されたものとします。

#### 3【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した100口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価(注)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

## (注)主要な投資対象資産の評価方法の概要

・対象株価指数に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式: 原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

#### Global X Japan株式会社

・お客様窓口:電話番号 03-5656-5274受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで

・ホームページアドレス:https://globalxetfs.co.jp/

## (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### (4)【計算期間】

毎年1月25日から4月24日まで、4月25日から7月24日まで、7月25日から10月24日まで、および10月 25日から翌年1月24日までとします。

## (5)【その他】

信託の終了

- 1.委託会社は、受益権の口数が2万口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 2.委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象株価指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託会社は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。
- 3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- 4. 前3.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 5. 前3.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数を もって行ないます。
- 6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
- 7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 8.委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更等

- 1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2.委託会社は、前1.の事項(前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3.前2.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4.前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6.前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合に おいて、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意 の意思表示をしたときには適用しません。
- 7.前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 8.委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

### 反対者の買取請求権

前 の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい 重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変 更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前 の3.または前 の2.に規定する書面に付記します。

#### 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://globalxetfs.co.jp/

2.前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改

受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社、受託会社および販売会社との三者間契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社、受託会社もしくは販売会社のいずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### 4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる株式および金銭の委託会社への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の信託契約締結当初または追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金の支払い

#### <支払方法>

- 1. 受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2. 受託会社は、計算期間終了日現在において、氏名または名称、住所および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。)または法人番号(同法同条に規定する法人番号をいいます。)(個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所とします。)が受託会社に登録されている者(以下「名義登録受益者」といいます。)を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。
- 3. 受益者は、原則として前2.に規定する登録を当ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の取引参加者(口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。)を経由して行なうものとします。この場合、当該取引参加者は、当該取引参加者が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- 4. 社振法関係法令等に基づき、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義 登録の手続きは原則として以下のとおりとします。
- イ.受益権は、前3.の取引参加者の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
- 口.前3.の取引参加者は、計算期間終了日までに当該取引参加者にかかる前イ.の受益権の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託会社が定める事項を書面等により受託会社に届出るものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該取引参加者所定の方法による当該受益者からの申出に基づき、当該取引参加者はこれを受託会社に通知するものとします。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 八.前3.の取引参加者は、計算期間終了日現在の当該取引参加者にかかる前イ.の受益権の受益者の振替機関の定める事項を(当該取引参加者が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に報告するとともに、振替機関は業務規程等に基づき、これを受託会社に通知するものとします。
- 5. 信託契約締結当初および追加信託時の受益者については、前2.に規定する登録を行なったうえで、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されるものとします。
- 6. 前2.に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が前3.に規定する取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。
- 7. 償還は、信託終了日現在において、氏名または名称、住所および個人番号または法人番号(個人番号もしくは法人番号を有しない者にあっては、氏名または名称および住所とします。)が受託会社に登録されている者(以下「信託終了時受益者」といいます。)を信託終了日現在における受益者として、当該信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行ないます。なお、当該信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- 8. 信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額(信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。)に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あたり元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した金額とします。
- 9. 前7.に規定する償還金の支払いは、原則として受託会社が、信託終了後40日以内の委託会社の指定する日から行なうものとし、信託終了時受益者は、受託会社から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託会社から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。
- 10. 受託会社は、支払開始日から5年経過した後に収益分配金について未払残高があるときまたは支払開始日から10年経過した後に償還金について未払残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。
- 11. 受託会社は、前10.の規定により委託会社に収益分配金または償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- 12. 受益者が、収益分配金については前6.に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに償還金については前9.に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

## 交換請求権および買取請求権

受益者は、保有する受益権について、交換または買取りを請求する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

# 第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2025年1月25日から2025年7月24日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

# 1【財務諸表】

# 【グローバルX Morningstar 高配当 ESG-日本株式 ETF】

# (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 2025年1月24日現在	当期 2025年7月24日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	31,216,751	41,501,291
株式	13,708,322,050	17,805,334,250
派生商品評価勘定	19,280	1,354,150
未収入金	193,280	12,388,702
未収配当金	28,054,600	59,082,800
前払金	404,340	<u> </u>
流動資産合計	13,768,210,301	17,919,661,193
資産合計	13,768,210,301	17,919,661,193
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	563,490	-
前受金	-	3,324,800
未払金	60,470	-
未払収益分配金	15,699,300	64,251,721
未払受託者報酬	930,853	1,159,563
未払委託者報酬	9,308,703	11,595,596
その他未払費用	3,375,720	2,316,817
流動負債合計	29,938,536	82,648,497
負債合計	29,938,536	82,648,497
純資産の部		
元本等		
元本	9,168,391,200	11,036,177,960
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	4,569,880,565	6,800,834,736
(分配準備積立金)	1,413,173	761,866
元本等合計	13,738,271,765	17,837,012,696
純資産合計	13,738,271,765	17,837,012,696
負債純資産合計	13,768,210,301	17,919,661,193

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 2024年7月25日 至 2025年1月24日	当期 自 2025年1月25日 至 2025年7月24日
受取配当金	206,118,140	299,534,372
受取利息	34,112	120,569
有価証券売買等損益	254,776,805	1,402,163,889
派生商品取引等損益	6,955,460	2,687,790
その他収益	343	2,562
営業収益合計	453,973,940	1,704,509,182
営業費用		
支払利息	-	7,481
受託者報酬	1,805,598	2,132,318
委託者報酬	18,056,293	21,320,412
その他費用	3,267,990	3,366,153
営業費用合計	23,129,881	26,826,364
営業利益又は営業損失( )	430,844,059	1,677,682,818
経常利益又は経常損失( )	430,844,059	1,677,682,818
当期純利益又は当期純損失()	430,844,059	1,677,682,818
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額( )	-	-
期首剰余金又は期首欠損金()	4,019,985,915	4,569,880,565
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,162,060,624	1,275,043,909
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	1,162,060,624	1,275,043,909
剰余金減少額又は欠損金増加額	860,952,160	448,290,110
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	860,952,160	448,290,110
分配金	182,057,873	273,482,446
期末剰余金又は期末欠損金()	4,569,880,565	6,800,834,736

# (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

$\overline{}$	and the state of t		
項目		当期	
		自 2025年1月25日	
		至 2025年7月24日	
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	株式	
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ	
		たっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについ	
		ては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配	
		相場に基づいて評価しております。	
		なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と	
		認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合	
		理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合	
		理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	
2.	デリバティブ取引の評価基準及び	先物取引	
	評価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。	
		時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる	
		取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	
3.	収益及び費用の計上基準	受取配当金	
		原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上	
		しております。	

# (貸借対照表に関する注記)

	-	-	
項目		前期	当期
	· 块口	2025年1月24日現在	2025年7月24日現在
1.	期首元本額	8,556,105,160円	9,168,391,200円
	期中追加設定元本額	2,340,838,440円	2,696,599,560円
	期中一部交換元本額	1,728,552,400円	828,812,800円
2.	特定期間末日における受益権の総 数	3,139,860□	3,779,513□
3.	差入委託証拠金代用有価証券 株式	3,690,440円	42,704,000円

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期	当期
項目	自 2024年7月25日	自 2025年1月25日
	至 2025年1月24日	至 2025年7月24日
1. その他費用	主に、対象指数の商標の使用料であ	同左
	ります。	

Global X Japan株式会社(E35933) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券) (自2025年1月25日 至2025年4月24 2. 分配金の計算過程 (自2024年7月25日 至2024年10月24

日) 当計算期間中に計上した受取配当 金、配当株式、受取利息及びその他 収益金から支払利息を控除した当期 配当等収益額(177,567,112円)及び 分配準備積立金(448,332円)の合計 額から、経費(11,072,561円)を控

除して計算される分配対象額は 166,942,883円(100口当たり5,318 円)であり、うち166,358,573円 (100口当たり5,300円)を分配金額 としております。

(自2024年10月25日 至2025年1月24 日)

当計算期間中に計上した受取配当 金、配当株式、受取利息及びその他 収益金から支払利息を控除した当期 配当等収益額(28,585,483円)及び 分配準備積立金(584,310円)の合計 額から、経費(12,057,320円)を控 除して計算される分配対象額は 17,112,473円(100口当たり545円) であり、うち15,699,300円(100口当 す。

日)

当計算期間中に計上した受取配当 金、配当株式、受取利息及びその他 収益金から支払利息を控除した当期 配当等収益額(222,936,377円)及び 分配準備積立金(1,413,173円)の合 計額から、経費(12,242,954円)を 控除して計算される分配対象額は 212,106,596円(100口当たり5,575 円)であり、うち209,230,725円 (100口当たり5,500円)を分配金額 としております。

(自2025年4月25日 至2025年7月24

当計算期間中に計上した受取配当 金、配当株式、受取利息及びその他 収益金から支払利息を控除した当期 配当等収益額(76,713,645円)及び 分配準備積立金(2,875,871円)の合 計額から、経費(14,575,929円)を 控除して計算される分配対象額は 65,013,587円(100口当たり1,720 円)であり、うち64,251,721円(100 たり500円)を分配金額としておりま 口当たり1,700円)を分配金額として おります。

#### (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	前期	当期
項目	自 2024年7月25日	自 2025年1月25日
	至 2025年1月24日	至 2025年7月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資	同左
	法人に関する法律」第2条第4項に定	
	める証券投資信託であり、投資信託	
	約款に規定する「運用の基本方針」	
	に従っております。	

			有価証券届出書(内国投資信
2.	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種	同左
		類は、有価証券、デリバティブ取	
		引、金銭債権及び金銭債務等であ	
		り、その詳細をデリバティブ取引に	
		関する注記及び附属明細表に記載し	
		ております。これらの金融商品に係	
		るリスクは、市場リスク(価格変動	
		等)、信用リスク、流動性リスクで	
		あります。	
		信託財産の効率的な運用に資するこ	
		とを目的として、投資信託約款に	
		従ってわが国の金融商品取引所(外	
		国の取引所)における株価指数先物	
		取引を利用しております。	
3.	金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織	同左
		的な体制によりリスク管理を行って	
		おります。信託財産全体としてのリ	
		スク管理を金融商品、リスクの種類	
		   毎に行っております。	

# 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期	当期
	2025年1月24日現在	2025年7月24日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計	金融商品はすべて時価で計上されて	同左
上額との差額	いるため、貸借対照表計上額と時価	
	との差額はありません。 	
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する	同左
	主要な芸計力量に係る事項に関する   注記にて記載しております。	
	(2)デリバティブ取引	
	デリバティブ取引に関する注記にて	
	記載しております。	
	(3)上記以外の金融商品	
	これらは短期間で決済されるため、	
	時価は帳簿価額にほぼ等しいことか	
	ら、当該帳簿価額を時価としており	
	ます。	
   3. 金融商品の時価等に関する事項に	   金融商品の時価の算定においては、	同左
ついての補足説明	一定の前提条件等を採用しているた	1-3-1
	め、異なる前提条件等に拠った場	
	   合、当該価額が異なることもありま	
	す。また、デリバティブ取引に関す	
	る契約額等については、その金額自	
	体がデリバティブ取引に係る市場リ	
	スクを示すものではありません。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	前期	当期	
	2025年1月24日現在	2025年7月24日現在	
種類	最終計算期間の	最終計算期間の	
	損益に含まれた	損益に含まれた	
	評価差額(円)	評価差額(円)	
株式	355,725,672	1,145,981,114	
合計	355,725,672	1,145,981,114	

#### (デリバティブ取引に関する注記)

#### 株式関連

Province				
		前期		
		2025年1月		
種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち		
		1 年超		
市場取引				
先物取引				
買建	30,793,000	-	30,250,000	543,000
合計	30,793,000	-	30,250,000	543,000

		当期		
		2025年7月24日現在		
種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち		
		1 年超		
市場取引				
先物取引				
買建	28,450,300	-	29,805,000	1,354,700
合計	28,450,300	-	29,805,000	1,354,700

# (注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として特定期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、特定期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

#### (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

### (1口当たり情報)

× 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11			
		前期	当期
		2025年1月24日現在	2025年7月24日現在
	1口当たり純資産額	4,375.44円	4,719.39円
	(100口当たり純資産額)	(437,544円)	(471,939円)

# (4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

20 tz	₩	評		油
銘柄	株式数	単価	金額	備考
明治ホールディングス	133,400	3,076.00	410,338,400	
アサヒグループホールディングス	670,400	1,961.50	1,314,989,600	
キリンホールディングス	478,100	2,008.50	960,263,850	
エービーシー・マート	41,400	2,915.00	120,681,000	
コーエーテクモホールディングス	49,900	2,120.00	105,788,000	
日産化学	89,700	4,840.00	434,148,000	
協和キリン	95,400	2,574.00	245,559,600	
花王	179,300	6,849.00	1,228,025,700	
塩野義製薬	359,500	2,543.50	914,388,250	
ユー・エス・エス	186,200	1,657.00	308,533,400	
大塚商会	106,500	2,867.50	305,388,750	
ポーラ・オルビスホールディングス	60,800	1,286.50	78,219,200	
アマノ	40,100	4,544.00	182,214,400	
ヒロセ電機	14,000	18,240.00	255,360,000	
ファナック	401,100	4,425.00	1,774,867,500	
村田製作所	725,900	2,258.50	1,639,445,150	
ピジョン	85,600	1,661.50	142,224,400	
東京エレクトロン	71,300	28,020.00	1,997,826,000	
NTT	9,908,500	152.70	1,513,027,950	
KDDI	675,900	2,512.00	1,697,860,800	代用有価証券 17,000株
ソフトバンク	7,618,500	219.80	1,674,546,300	
メイテックグループホールディングス	69,000	3,226.00	222,594,000	
ТКС	15,700	4,520.00	70,964,000	
船井総研ホールディングス	22,200	2,325.00	51,615,000	
サンドラッグ	34,200	4,575.00	156,465,000	
合計	22,132,600		17,805,334,250	

# (2)株式以外の有価証券 該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表「(デリバティブ取引に関する注記)」にて記載しております。

# 2【ファンドの現況】 【純資産額計算書】

# 2025年7月末日現在

資産総額	17,351,501,419円
負債総額	68,246,191円
純資産総額( - )	17,283,255,228円
発行済数量	3,699,704□
1単位当たり純資産額( / )	4,671.52円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等 該当事項はありません。

#### (2) 名義登録と収益分配金および償還金の支払い

受託会社は、計算期間終了日現在において、氏名または名称、住所および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。)または法人番号(同法同条に規定する法人番号をいいます。)(個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所とします。)が受託会社に登録されている者(以下「名義登録受益者」といいます。)を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。

# (3) 受益者に対する特典 ありません。

# (4) 譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

#### (5) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### (6) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前 の申請のある場合には、前 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載また は記録するものとします。ただし、前 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合に は、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みま す。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が 行なわれるよう通知するものとします。

前 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (7) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (8) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換株式の交付および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

# 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

#### a. 資本金の額

2025年7月末日現在

資本金の額 25億円発行可能株式総数 50万株発行済株式総数 50万株

過去5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

#### b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

#### 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

#### イ.商品会議

運用ソリューション部長(CIO)が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

### 口. 運用会議

ファンドマネージャーは、ファンドの新規設定時に基本的な運用方針が策定された新規設定時の運用計画書を作成し、運用ソリューション部長(CIO)の承認を受けます。運用方針は、運用ソリューション部長(CIO)が議長となり、必要に応じて原則として月1回開催される運用会議において審議・決定されます。

## ハ.運用ソリューション部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、ファンドの新規設定時に基本計画書に定められた各ファンドの諸方針を踏まえ基本的な運用方針を策定し、運用計画書を作成します。運用ソリューション部長(CIO)は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書との整合性等を確認し、承認します。運用方針を含む運用計画書の変更は、運用会議において審議・決定され、ファンドマネージャーは変更運用計画書を作成し、運用ソリューション部長(CIO)の承認を受けます。また、基本計画書の変更が必要と判断された場合は、運用ソリューション部は変更案を商品会議に上程し、商品会議において、変更を審議・決定します。

#### 二.リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

# 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信 託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業) を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2025年7月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託(親投資信託を除きます。)は次のとおりです。

基本的性格	本数	純資産総額(単位:百万円)
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	54	511,425
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
合計	54	511,425

# 3【委託会社等の経理状況】

- 1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
- 3.財務諸表の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# (1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)			当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金		3,662,566		3,607,151
未収委託者報酬		237,896		304,167
未収収益		141,222		112,643
前払費用		54,238		51,843
その他		4,581		24,432
流動資産計		4,100,506		4,100,239
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	1	24,113	1	21,433
器具備品	1	29,287	1	21,240
有形固定資産計		53,400		42,674
無形固定資産				
ソフトウェア		28,149		25,721
無形固定資産計		28,149		25,721
投資その他の資産				
長期差入保証金		49,649		49,964
投資その他の資産計		49,649		49,964
固定資産計		131,199		118,360
資産合計		4,231,706		4,218,599

Global X Japan株式会社(E35933) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(単位:千円)

		前事業年度		当事業年度
		(2024年3月31日)		(2025年3月31日)
負債の部				
流動負債				
未払金	2	156,794	2	168,658
未払法人税等		19,771		19,700
未払消費税等		-		44,542
賞与引当金		33,408		73,443
役員賞与引当金		14,601		18,957
その他		7,727		9,878
流動負債計		232,302		335,179
固定負債				
退職給付引当金		-		3,552
固定負債計		-		3,552
負債合計		232,302		338,731
純資産の部				
株主資本				
資本金		2,500,000		2,500,000
資本剰余金				
資本準備金		2,500,000		2,500,000
資本剰余金合計		2,500,000		2,500,000
利益剰余金				
その他利益剰余金		1,000,596		1,120,131
繰越利益剰余金		1,000,596		1,120,131
利益剰余金合計		1,000,596		1,120,131
株主資本合計		3,999,403		3,879,868
評価・換算差額等	-	-		-
評価・換算差額等合計	-	-		-
純資産合計		3,999,403		3,879,868
負債・純資産合計		4,231,706		4,218,599

# (2)【損益計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	658,648	1,261,132
その他営業収益	614,962	490,741
営業収益計	1,273,611	1,751,873
営業費用		
委託計算費	287,302	354,543
広告宣伝費	208,878	364,579
調査費	54,803	71,180
通信費	19,538	25,634
協会費	1,080	1,474
営業雑経費	14,202	19,844
営業費用計	585,805	837,257
一般管理費		
役員報酬	165,907	194,779
給与	1 220,057	1 314,874
賞与	1 60,268	1 100,027
賞与引当金繰入	15,601	40,035
役員賞与引当金繰入	2,559	4,356
退職給付費用	-	3,552
福利厚生費	53,770	73,239
交際費	31,138	52,865
旅費交通費	27,306	30,777
租税公課	32,379	33,102
業務委託費	20,064	52,931
不動産賃借料	57,455	57,210
固定資産減価償却費	2 24,463	2 25,495
支払報酬	9,043	20,817
諸経費	25,121	32,129
一般管理費計	745,137	1,036,195
営業損失( )	57,331	121,579
営業外収益		
受取利息	34	2,089
為替差益	114	1,999
維収入	148	1,101
営業外収益計	297	5,190
営業外費用 ::::-::::::::::::::::::::::::::::::::		
雑損失	3,917	536
営業外費用計	3,917	536
経常損失( )	60,951	116,925
特別損失		
固定資産除却損	13,655	<u>-</u>
特別損失計	13,655	-
税引前当期純損失()	74,606	116,925
> 1	77,000	, 0=0
法人税、住民税及び事業税	2,295	2,609
法人税、住民税及び事業税 法人税等合計	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# (3)【株主資本等変動計算書】

# 前事業年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位:千円)

						平位: 十四)
		株主資本				
	資本金	資本勇	间余金	利益剰余金		株主資本
		資本準備金	資本剰余金	その他	利益剰余金	合計
			合計	利益剰余金	合計	
				繰越		
				利益剰余金		
当期首残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△923, 694	△923, 694	4,076,305
当期変動額						
剰余金の配当						_
当期純損失(△)				△76, 902	△76, 902	△76, 902
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						_
当期変動額合計	_	_	_	△76, 902	△76, 902	△76, 902
当期末残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△1,000,596	△1,000,596	3, 999, 403

	24	評価・換算差額等			
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	_	_	_	4, 076, 305	
当期変動額					
剰余金の配当				_	
当期純損失(△)				△76, 902	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				_	
当期変動額合計	_	_	_	△76, 902	
当期末残高	-	-	-	3, 999, 403	

# 当事業年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位:千円)

						平1位: 丁円/
		株主資本				
	資本金	資本業	自余金	利益剰余金		株主資本
		資本準備金	資本剰余金	その他	利益剰余金	合計
			合計	利益剰余金	合計	
				繰越		
				利益剰余金		
当期首残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△1,000,596	△1,000,596	3, 999, 403
当期変動額						
剰余金の配当						_
当期純損失(△)				△119,535	△119,535	△119,535
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						-
当期変動額合計	-	_	_	△119,535	△119,535	△119,535
当期末残高	2, 500, 000	2,500,000	2,500,000	△1, 120, 131	△1, 120, 131	3, 879, 868

	93 PT	純資産合計		
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	-	-	-	3, 999, 403
当期変動額				
剰余金の配当				_
当期純損失(△)				△119,535
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				_
当期変動額合計	_	_	_	△119,535
当期末残高	_	_	_	3, 879, 868

#### 注記事項

#### (重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

以下の方法・償却期間によっております。

(1) 有形固定資産

建物・附属設備 定額法 10年

器具備品 定率法 4~15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア 定額法 5年

# 2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

# (3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。

#### 3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は投資信託の信託約款や顧客との契約に基づき、証券投資信託の運用や海外ETFに係る販売サポート業務についての履行義務を負っております。これらの履行義務は当社の日々のサービス提供時に充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

### (重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

# (貸借対照表関係)

# 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物附属設備	2,679千円	5,358千円
器具備品	23,852千円	32,753千円

# 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債が次の通り含まれております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
 未払金	21,248千円	26,292千円

# (損益計算書関係)

# 1 関係会社項目

関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。

	前事業年度 (自 2023年4月1日	当事業年度 (自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
給与	188,502千円	257,496千円
賞与	47,524千円	81,928千円

# 2 減価償却実施額

	前事業年度	当事業年度		
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日		
	至 2024年3月31日 ) 至 2025年3月31日 )			
有形固定資産	13,194千円	11,580千円		
無形固定資産	11,269千円	13,915千円		

Global X Japan株式会社(E35933) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首	当事業年度期首 当事業年度		当事業年度末		
	株 式 数	増加株式数	減少株式数	株 式 数		
普通株式	500	-	-	500		
合 計	500	-	-	500		

# 2.配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首		当事業年度期首 当事業年度		当事業年度	当事業年度末		
	株	式 数	増加株式数	減少株式数	株	式	数	
普通株式		500	-	-			500	
合 計		500	1	-			500	

# 2.配当に関する事項

該当事項はありません。

#### (金融商品関係)

### 1.金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。なお投資有価証券に投資する可能性がありますが、現時点においては投資を行っておりません。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、高い信用格付を有する金融機関のみと取引を行っております。

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が 設けられているため信用リスクは極めて軽微であります。

未収収益及び未払金の一部は、為替変動リスクに晒されております。

未払金は、当社業務に係る費用の未払額であり、これらのほとんどが1年以内の支払期日であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 市場リスクの管理

# ( ) 為替変動リスクの管理

財務リスク管理規程において個別の案件ごとに為替リスク管理の検討を行うものとしておりますが、現時点において、為替リスクが発生する商品に投資をしていない為、為替リスクは発生しておらず、その検討を行っておりません。

## ( )価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行う こととしておりますが、価格変動リスクが発生する商品に投資をしていない為、価格変動リ スクは発生しておらず、その検討を行っておりません。

#### 信用リスクの管理

取引先の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスク管理委員会において報告を行っております。

EDINET提出書類 Global X Japan株式会社(E35933) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項 前事業年度(2024年3月31日)
  - (1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債 該当事項はありません。
  - (2)時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未収入金及び未払金は短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度(2025年3月31日)

- (1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債 該当事項はありません。
- (2)時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益及び未払金は短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

# (退職給付関係)

# 1.採用している退職給付制度の概要

当社は当事業年度より退職給付制度の導入に伴い退職給付引当金及び退職給付費用を計上しております。当社は確定給付制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

# 2.確定給付制度

### (1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度	当事業年度		
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日		
	至 2024年3月31日 ) 至 2025年3月3			
	-	-		
退職給付費用	-	3,552千円		
退職給付の支払額	-	-		
退職給付引当金の期末残高	-	3,552千円		

# (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					
	前事業年度 当事業年 (自 2023年4月1日 (自 2024年4 7 2024年7日24日) 7 2025年7日				
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)			
非積立型制度の 退職給付債務	-	3,552千円			
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	-	3,552千円			
退職給付引当金	-	3,552千円			
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	-	3,552千円			

# (3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用は、前事業年度なし、当事業年度3,552千円です。

#### (収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用及び米国ETF・香港ETFに係る販売サポート業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が1,261,132千円、販売サポート業務が490,741千円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の3.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### (セグメント情報等)

#### 「セグメント情報 1

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

# [関連情報]

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

# 2.地域ごとの情報

#### (1)営業収益

(単位:千円)

			<del>\ _   = \ \ -   \ \ \ \</del>
日本	米国	香港	合計
658,648	613,244	1,717	1,273,611

# (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

	( + 12 + 113 /
顧客の名称または氏名	営業収益
Global X Management Company LLC	613,244

(注)当社は、資産運用に関する単一セグメントであるため関連するセグメント名の記載を省略 しております。

# 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

# 2.地域ごとの情報

#### (1)営業収益

(単位:千円)

日本	米国	香港	合計	
1,261,132	483,538	7,202	1,751,873	

#### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

# 3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
Global X Management Company LLC	483,538

- (注)当社は、資産運用に関する単一セグメントであるため関連するセグメント名の記載を省略しております。
- [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 該当事項はありません。
- [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。
- [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

# [関連当事者との取引]

# 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

# 1.親会社及び法人主要株主等

	会社等の		資本金または	資本金または 事業の	議決権等の	関係内容			1十四 取引金額		期末残高
属性	日本社等の 名称	住所	出資金 (百万円)	事業の   内容 	所有(被所 有)割合 (%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引内容	(千円)	科目	(千円)
その他の関係会社	大和アセット マネジメント 株式会社	東京都千代田区	15,174	資産 運用業	(被所有) 直接 40%	あり		出向者負担 金の支払い (注1)	307,328	未払金	21,226

# 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向者及びBPOに係る人件費相当額を支払っております。

# 2. 兄弟会社等

\$\frac{1}{2}\$	会社等の	会社等の 名称 住所 当資金 出資金	次 * △ * * 1		関係内容			取引金額		期末残高	
属性					容 有)割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引内容	(千円)	科目	新木线高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	Global X Management Company LLC	米国	21百万ドル	資産 運用業		あり	販売支援	販売支援 (注1)	613,244	未収収益	140,631

# 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) Global X Management Company LLCが組成する海外上場投資信託の、日本における販売会社等への支援業務。販売サポート契約(Service Agreement)に従い、個別商品毎の販売残高に応じたフィーを受領しております。

# 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

# 1.親会社及び法人主要株主等

	会社等の		資本金または		議決権等の 所有(被所	関係内容			取引金額		期末残高
属性	名称	住所	出資金 (百万円)	事業の 内容	有)割合 (%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引内容	(千円)	科目	(千円)
その他の関係会社	大和アセット マネジメント 株式会社	東京都千代田区	41,424	資産 運用業	(被所有) 直接 40%	あり		出向者負担 金の支払い (注1)	424,864	未払金	26,271

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向者及びBPOに係る人件費相当額を支払っております。

## 2. 兄弟会社等

	会社等の		次ナムナナ は		議決権等の 所有(被所	関係内容			取引金額		期末残高
属性	会社等の 名称	住所	資本金または 出資金	内容	有)割合 (%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引内容	(千円)	科目	新木戏同 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	Global X Management Company LLC	米国	21百万ドル	資産 運用業		あり	販売支援	販売支援 (注1)	483,538	未収収益	111,278

# 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) Global X Management Company LLCが組成する海外上場投資信託の日本における販売会社 等への支援業務。販売サポート契約 (Service Agreement) に従い、個別商品毎の販売残高に応 じたフィーを受領しております。

# [1株当たり情報]

前事業年度	当事業年度			
(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日			
至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)			
1株当たり純資産額 7,998.80円	1株当たり純資産額 7,759.73円			
1株当たり当期純損失( ) 153.80円	1株当たり当期純損失( ) 239.07円			

(注1)潜在株式調整後1株当たり純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 (注2)1株当たり純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
当期純損失( )(千円)	76,902	119,535
普通株式の期中平均株式数(株)	500,000	500,000

# [重要な後発事象]

該当事項はありません。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

a. 事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項 提出日前1年以内において、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事 実はありません。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

# 第2【その他の関係法人の概況】

# 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円 (2025年3月末日現在)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託 業務を営んでいます。

# (2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
	単位:百万円	
	(2025年3月末日現在)	
大和証券株式会社	100,000	
エービーエヌ・アムロ・クリア	4,930	
リング証券株式会社	(2024年12月末日現在)	
三菱UFJモルガン・スタン	40,500	
レー証券株式会社		
野村證券株式会社	10,000	
BNPパリバ証券株式会社	102,025	金融商品取引法に定める第一種金
ゴールドマン・サックス証券株	83,616	融商品取引業を営んでいます。
式会社	(2024年12月末日現在)	
バークレイズ証券株式会社	38,945	
	(2024年12月末日現在)	
みずほ証券株式会社	125,167	
シティグループ証券株式会社	96,307	
	(2024年12月末日現在)	

## 2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の 計算等を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を 行ないます。

#### 3【資本関係】

該当事項はありません。

# < 再信託受託会社の概要 >

名称:株式会社日本カストディ銀行

資本金の額:51,000百万円(2025年3月末日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に

基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信

託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管すること

を目的とします。

#### 第3【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論 見書)」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨 使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日 次の事項を記載することがあります。
- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはそ の旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載 委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。 ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

ファンドの管理番号等を記載することがあります。

委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含みます。)を掲載することがあります。

UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。

- (2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

### 独立監査人の監査報告書

2025年 5 月26日

Global X Japan株式会社 取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 渡部 啓太

業務執行社員

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 松田 好弘

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているGlobal X Japan株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Global X Japan株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる 作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

#### 独立監査人の監査報告書

2025年9月26日

Global X Japan株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士

鈴木 崇雄

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

#### 監查意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルX Morningstar 高配当 ESG-日本株式 ETFの2025年1月25日から2025年7月24日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルX Morningstar 高配当 ESG-日本株式 ETFの2025年7月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、Global X Japan株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表 明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統 制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実 性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸 表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められてい る。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況に より、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務 諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

Global X Japan株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。